

指定管理者候補者の決定について

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで長崎市南部市民センターの管理運営を行う指定管理者の候補者として次のとおり決定しました。

1 施設の名称 長崎市南部市民センター

2 指定管理者候補者の名称 長崎市南部市民センター運営委員会

3 指定管理者の候補者として決定した理由
(非公募で選定した理由、当該団体を決定した理由など)

市民センターは地元密着型の施設であり、地元住民の代表で構成された運営委員会に管理運営をお願いすることにより、住民へのサービス向上と地域コミュニティの活性化が図られるため、これまで円滑に管理運営を行ってきた実績のある長崎市南部市民センター運営委員会を引き続き指定管理者の候補団体として非公募により選定するもの。